

# 設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 － 委託料
委託番号	長期 第 7 号

課 長	課長補佐	副 務 者	検 算	主 務 者 (監督員)

年 度	令和 6 年度	作 成 年 月 日	令和5年12月25日	履行期間	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
委 託 名	パージトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計点検業務委託 (かび臭)				
委 託 場 所	豊岩豊巻字上野164番地 (豊岩浄水場 第一機器分析室)			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
種 別	設 計 額 (円)		対象機器	
業 務 価 格			パージトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計 (かび臭)	(株式会社島津製作所製) 1式
消 費 税 等 相 当 額			・ 部品交換	
業 務 委 託 費			・ 点検整備	
			・ 安定性試験	
			副務者 (職名) 氏名	
計			主務者(監督員) (職名) 氏名	

## 業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費						
		材料費	式	1			明細書第1号 ①
		労務費	式	1			明細書第2号 ②
		計					①+② ③
	間接業務費						
		諸経費	式	1			見積り ④
業務価格							③+④ ⑤
消費税等相当額			%	10			⑤×0.1 ⑥
業務委託費計							⑤+⑥

# 明 細 書

(第1号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費						
交換部品費	スプリット用フィルタ	個	5			見積り
	スプリットラインバッファ	個	5			見積り
	イオン源ボックス	個	5			見積り
	リペラー ASSY	個	5			見積り
	フィラメントD ASSY	個	5			見積り
	ポンプ油	個	5			見積り
	標準サンプル据付評価用	個	5			見積り
	GCMS装置評価用サンプル	個	5			見積り
	トラップ管	個	5			見積り
	MCSループ配管	個	5			見積り
	排液ニードル	個	5			見積り
	フリット付試料管	個	5			見積り
	注入口ライナー	個	5			見積り
	インターナルナット	個	5			見積り
計						

# 明 細 書

(第2号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
労務費						
定期点検費	機器分解整備	人/日	5			見積り
	安定性試験	人/日	5			
臨時点検費		式	1			見積り
計						

パージトラップ・ガスクロマトグラフ  
質量分析計点検業務委託  
(かび臭)

特記仕様書

秋田市上下水道局

## 第1 総則

### 1 適用範囲

本特記仕様書は、「パージトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計点検業務委託（かび臭）」に適用する。

### 2 目的

この業務は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）のパージトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計および関係機器の故障発生の未然防止ならびに性能維持のため、必要な点検等を行うものである。

### 3 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとし、区分および履行期間は下表のとおりとする。

区分	履行期間
第1期（令和6年度）	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
第2期（令和7年度）	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
第3期（令和8年度）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
第4期（令和9年度）	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
第5期（令和10年度）	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 業務委託の履行場所

豊岩豊巻字上野164番地（豊岩浄水場 第一機器分析室）

### 5 検査機器

本委託業務で定める検査機器およびそれぞれの関係機器は次のとおりである。

- (1) ガスクロマトグラフ
- (2) 質量分析計
- (3) パージトラップ装置
- (4) 水素発生装置
- (5) データ処理装置

### 6 業務の履行義務

受託者は、設計書、業務委託契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、委託者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

## 7 関係法令等の遵守

受託者は、この業務の実施に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法規等を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。

## 第2 一般事項

### 1 業務管理

- (1) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう、業務着手7日前までに業務計画書を提出し、委託者の承認を得てから実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置するものとする。
- (3) 統括責任者は、十分な経験を有する技術者を指名し、本業務委託における機器性能を十分に確保するものとする。

### 2 安全管理

受託者は、この業務の実施に当たり、労働災害等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めること。

### 3 試験および検査

機器の試験および検査は、委託者の立ち会いのもとで行うこと。また、定期点検終了後、機器状態および感度を確認すること。

### 4 提出書類

受託者は、指定する期日までに下表に示す書類を委託者に提出するものとし、提出後に記入漏れまたは不備が発見された場合、責任をもって速やかに訂正のうえ再提出するものとする。ただし、作業内容により他の書類提出を求める場合がある。

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後業務着手7日前までに提出	1
作業報告書	各点検業務完了後30日以内に提出	1
作業写真	各点検業務完了後30日以内に提出	1
業務一部完了報告書	第1期～第4期の各期点検業務完了後30日以内に提出	1
業務完了報告書	第5期点検業務完了後30日以内に提出	1

### 5 機器の保全

受託者は、この業務の実施に当たり、既存機器との整合性に留意し、他の業

務に支障を来すことのないよう十分配慮しなければならない。既存機器および構造物を汚染又はこれに損傷を与えた場合は、受託者の責任で復旧しなければならない。

## 6 清掃等

受託者は、業務終了時には跡片付けおよび清掃等を実施し、環境整備に留意しなければならない。

## 7 衛生

受託者は、浄水場内の作業であることを認識し、衛生上特に注意を払わなければならない。

## 8 疑義の解釈

本特記仕様書に定めのない事項およびその他必要な事項については、委託者と受託者との協議により処理するものとする。

# 第3 業務内容

## 1 点検の区分

本特記仕様書で定める点検は、次のとおりである。

### (1) 定期点検

障害発生防止のための点検

### (2) 臨時点検

障害が発生した場合の点検

## 2 点検の回数

### (1) 定期点検

各期ごとに下表に示す回数実施するものとする。

装置名	回数
ガスクロマトグラフ	1回
質量分析計	1回
パーティックトラップ装置	1回
水素発生装置	1回
データ処理装置	1回

### (2) 臨時点検

障害が発生した場合、受託者は72時間以内（土日および祝日は除く。）に対応し、速やかに測定可能な状態にするものとする。また、必要に応じて技術者を派遣すること。



### 3 点検の項目

定期点検は、次の点検項目を実施するものとする。

#### (1) ガスクロマトグラフ

- ア 外観
- イ インジェクター部
- ウ オープン
- エ 電源系
- オ 配管系

#### (2) 質量分析計

- ア 真空系
- イ 電気系
- ウ イオン源
- エ アナライザー
- オ インターフェース

#### (3) パージトラップ装置

- ア 本体
- イ オートサンプラー
- ウ サンプル冷却装置

#### (4) 水素発生装置

- ア 本体
- イ 配管系

#### (5) データ処理装置

- ア コンピューター
- イ モニター
- ウ プリンター

#### (6) その他

### 4 消耗品の交換

受託者は、臨時点検又は定期点検において、機器性能維持のため必要に応じて消耗品および部品を交換すること。

### 5 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

受託者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守する。